

預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)

収 加

取扱金融機関
御浜町 様

申込日 平成 年 月 日

私は、保育料を私名義の預(貯)金から口座振替(自動払込)によって納税(料)したいので、必要な事項を記載した納付書等は指定した金融機関に送付してください。

御浜町会計管理者から下記にかかる納付書等が貴店に送付されたときは、私名義の預金から口座振替(自動払込)により納入したいので、約定を承認の上(ゆうちょ銀行の場合は自動払込み規定により)依頼します。

(どちらかに記入)

申込日	平成 年 月 日			区分	新規	変更
ゆうちょ以外の銀行 (該当に○)	1. 第三銀行		4. 新宮信用金庫		〔 〕 支店出張所	
	2. 百五銀行		5. 東海労働金庫		種目	口座番号(右づめ)
	3. 紀陽銀行		6. 三重南紀農協		普通当座	
ゆうちょ銀行	種目コード	種別コード	記号			番号(右づめ)
	1 6 6	3 0	1		0	の
	払込先加入者名		御浜町会計管理者		払込先口座番号	
口座名義人	フリガナ					通帳印
	名前					
振替(払込)日	毎月末日(土、日、祝日の場合は翌営業日)					通帳印が不鮮明の時は下へ押し直ししてください。
納入義務者	住所					
	フリガナ					
	名前					
連絡先	()					
備考欄						

訂正した場合は訂正箇所にも押印してください。

約定(ゆうちょ銀行は除く)

- 預金の引き落としにあたっては、当座勘定約定又は預金規定にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴店所定の方法で処理してください。
- 指定金融口座の残高が振替日において、納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、当該請求書等を御浜町に返還されても異議ありません。
- この契約は、常時残高不足等により、貴店が必要と認めた場合には、解除されても異議ありません。
- この口座振替の内容に変更が生じたとき又は廃止をするときは、あらたに依頼書(変更・廃止)を提出します。
- この口座振替の取扱について、紛議が生じても貴店に迷惑をかけません。

金融機関(ゆうちょ銀行)使用欄	検印	印鑑照合	取扱店日附印
1. 口座番号相違 2. 口座名義相違 3. 印鑑相違 返送先 〒519-5292 御浜町大字阿田和6120番地1 御浜町役場健康福祉課	4. 口座なし 5. その他 ()		

■町民の皆様へ

郵便局・ゆうちょ銀行窓口ではこの用紙による自動払込み(口座振替)の申込はできません。
ゆうちょ銀行口座からの自動払込みをご希望される場合、下記の方式で申込みを行います。

- ① 申込書を町まで直接郵送 又は健康福祉課への提出
この申込用紙を御浜町まで郵送(郵送先は下記のお問い合わせ先まで) 又は御浜町健康福祉課へ、直接提出してください。
- ② 郵便局備え付けの用紙に書き直して申込み
通帳届出印・総合口座通帳を持参している場合で、貴店窓口に備え付けの自動払込利用申込書にて手続きが可能な場合は、必ず窓口での申込手続きをお願いします。
郵便局・ゆうちょ銀行窓口備え付けの自動払込利用申込書の払込先等には下記の記載内容を記入の上、郵便局・ゆうちょ銀行の窓口へご提出ください。
(この場合、持参したこの申込書は破棄して下さい。)

【記載内容】

払込先加入者名 : 御浜町会計管理者

払込先口座番号 : 00800-9-24290

種別 : 30(保育料) 払込日 : 末日

■取扱金融機関様にお問い合わせ(ゆうちょ銀行様以外)

お客様がこの用紙を持参して窓口に来られた場合は、出来るだけこの預金口座振替依頼書で、申込み手続きをお願いします。
その場合、次の手順で処理をお願いします。

- ① 手続きが完了した後、A4サイズで1枚コピーして下さい。
(表面のみ)
- ② そのコピーに貴店の確認印を押印していただき、後日御浜町役場健康福祉課まで送付して下さい。
- ③ この申込書(原本)は貴店で保管頂き、事務処理をお願いします。

■指定預金口座を変更される方へ

変更後の預金口座からの引き落としは、この依頼書を受付した月の翌月分からとなります。
受付した月分の保育料については、変更前の指定預金口座から引き落とし致しますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

〒519-5292

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1

御浜町役場 健康福祉課 子ども家庭室

電話 05979-3-0508